

総務常任委員会

令和2年12月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	嶋田 善行	井上 卓也
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季	まちづくり政策課長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	税 務 課 長	福田 善行
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	教委総務課参事	岡村 智生
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	三原 進也

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、井上委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、井上委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案の（1）議案第42号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の（1）議案第42号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてでございます。

ご説明に入らせていただく前に、本議案の要旨の内容に誤りがあり、訂正が生じたことについて、お詫び申し上げます。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例本文の朗読は省略させていただきます。よろしく願いを申し上げます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動

の公費負担に関する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律により公職選挙法が改正され、町議会議員及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成につきまして、条例に基づき、公費負担することができることとされたことに伴い、本条例においてその公費負担額等を定めるものでございます。

はじめに、1. 主な制定内容についてであります。（1）選挙運動用自動車の使用の公費負担額（第4条及び第5条関係）についてであります。選挙運動用自動車の使用の公費負担額につきましては、表の区分欄にございますように、①一般運送契約の場合と、②一般運送契約以外の契約の場合の2つに区分し、定めております。一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約を締結することで、タクシーやハイヤー等の貸切型の契約となります。この一般運送契約の場合は、自動車の借入、燃料代、運転手の雇用を一括して含んだ契約を行ったこととなります。この場合の、公費負担の対象につきましては、選挙運動用自動車として使用された選挙運動日数各日の料金の合計額とし、その上限額は、各日につき64,500円としております。

次に、②一般運送契約以外の契約の場合につきましては、「ア 自動車借入れ契約」、「イ 燃料供給契約」、「ウ 運転手雇用契約」のそれぞれが公費負担の対象となります。「ア 自動車借入れ契約」の場合の公費負担の対象につきましては、選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額とし、その上限額は、各日につき15,800円としております。次に、「イ 燃料供給契約」の場合の公費負担の対象につきましては、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金とし、その上限額は、7,560円に選挙運動日数を乗じた額としております。

次に、「ウ 運転手雇用契約」の場合の公費負担の対象につきましては、選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額とし、その上限額は各日につき12,500円としております。

続きまして（2）選挙運動用ビラの作成の公費負担額（第8条関係）についてであります。選挙運動用ビラの作成の公費負担額は、作成単価に作成枚数を乗じた額とし、上限単価が7円51銭、上限枚数は、町議会議員選挙においては、選挙運動用ビラの頒布可能枚数となる1,600枚、町長選挙においては、5,000枚となります。

続きまして（３）選挙運動用ポスター作成の公費負担額（第１１条関係）についてであります。

選挙運動用ポスターの作成の公費負担額は、作成単価に作成枚数を乗じた額といたします。なお、作成単価及び作成枚数の上限につきましては、ポスター掲示場数に基づき算出することとしております。現在、ポスター掲示場の数は８９か所となっておりますので、８９か所として算出した場合の上限単価は、４，０１４円、上限枚数は、ポスター掲示場の数となる８９枚となります。

続きまして、裏面となりますが、（４）公費負担の適用とならない場合（第２条、第６条及び第１１条ただし書関係）についてであります。選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成における公費負担の適用につきましては、いずれも候補者の得票数により、供託物が町に帰属することとならない場合に限ることとしております。

続きまして、２．施行期日等についてであります。が、（１）施行期日につきましては、公布の日から施行し、（２）適用区分につきましては、施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することといたしております。

以上で、１．付託議案の（１）議案第４２号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 質問ではないんですけども、これ、斑鳩町の有権者の方に周知しているのかどうか、理解を得られないものだと、私は思います。そのことだけ申しておきます。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 今回、こういう形で、選挙運動にかかる経費が公費負担対象となりましたけども、そもそもの公費負担対象とすることの考え方について、確認しておきたいと

思います。 仲村総務課長。

総務課長

選挙公営の考え方でございますが、選挙公営とは、国又は地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度、となっております。

こちらにつきましては、公職選挙法におきましてお金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等をはかる手段ということで、選挙公営制度が導入されたということでございます。

委員長

今回、議決になったのちにですね、また住民の皆さんに周知していただくと思うんですけど、やはりそうした趣旨もきちっと一緒に周知していただいて、やっぱり理解を得られるような形にしていかないと、また住民の皆さんからお叱りを受けたり、不満を述べられたりという結果になりかねませんので、そのところはよく周知をお願いしておきます。

ほかにはございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第43号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項の(1)斑鳩町組織機構改革について、と関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

面巻総務部長。

総務部長

それでは、議案第43号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申し上げます。

また、関連いたします、各課報告事項の1つ目「斑鳩町組織機構改革について」とあわせて、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

総務部長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって、説明に代えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は、省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書末尾、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について(要旨)をご覧ください。本議案は、令和3年度を計画の初年度とする第5次斑鳩町総合計画に掲げる、諸施策を着実に実施する組織体制を確保するとともに、より効率的で機能的な組織運営を行いつつ、住民サービスの向上を図ることを目的として、本町の行政組織機構を再編することに伴い、関係する条例について、所要の改正を行うものでございます。

1の主な改正内容でございます。はじめに(1)の斑鳩町行政組織条例の一部改正でございます。この条例には、部の名称と分掌事務を規定しており、総務部の分掌事務の一部を、都市建設部に編入いたします。次に、(2)から(13)までは、委員会、協議会等の庶務担当の課の名称を改めるものでございます。(2)は行政改革推進委員会、(3)は男女共同参画推進委員会、(4)は協働のまちづくり推進委員会、(5)は国民保護協議会、(6)は総合計画審議会、(7)は地域福祉計画推進協議会、(8)は子ども・子育て会議、(9)は認知症初期集中支援チーム検討委員会、(10)は障害者福祉計画推進協議会、裏面にお移りいただき、(11)は介護保険運営協議会、裏面にお移りいただきまして、(12)は地域包括支援センター運営協議会、(13)は都市計画審議会であり、それぞれ関係条例を改正するものでございます。2の施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、各課報告事項の1つ目「斑鳩町組織機構改革について」をご説明いたします。恐れ入りますが、資料1の「斑鳩町組織機構改革」をお願いします。

この資料に基づき、新設あるいは廃止する内容等を中心に、その概要を説明します。右側の表の「改革後」及び「主な改革の内容」のところをご覧ください。

はじめに、(1)の「総務部」です。1点目は、「総務部」の上から2つ目ですが、住民の安全安心を守る体制を強化するため、「安全安心課」を新設します。この「安全安心課」は、消防・防災、防犯、空き家等対策の総合調整、交通安全対策、消費者行政、自転車等駐輪場、放置自転車等対策、庁舎・町有財産の管理などに係る事務を所掌いたします。なお、同課には、「消防防災係」と「交通防犯係」の2係を置きます。2点目は、「まちづくり政策課」を廃止します。同課が所掌している事務のうち、政策企画調整、協働のまちづくり、地方創生及び統計調査に係る事務を、財政課から名称変更する総務部の「政策財政課」に、そして、文化振興、地域公共交通、観光及び商工業振興に係る事務を、都市整備課から名称変更する都市建設部の「都市創生課」に移します。3点目は、「財政課」から「政策財政課」へ名称を変更し、所掌事務を見直します。

次に、(2)の「住民生活部」です。1点目は、「福祉子ども課」と「長寿福祉課」を統合し、「福祉課」を設置します。この「福祉課」は、福祉子ども課の社会福祉係と長寿福祉課の事務を所掌します。2点目は、「子育て支援課」を新設します。子育て支援のより一層の推進と、児童虐待防止対策の体制強化を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」を、生き生きプラザ斑鳩内に設置し、この「子育て支援課」は、福祉子ども課の子育て政策係と、保育係の事務を所掌します。なお、同課には、「子育て政策係」と「子ども家庭支援係」の2係を置きます。

次に、(3)の「都市建設部」です。「都市建設部」の上から2つ目ですが、「都市整備課」から「都市創生課」へ名称を変更し、所掌事務を見直します。本町が持つ魅力、財産を生かし、活力とにぎわいのあるまちづくりを、一体的に進めるため、まちづくり政策課から、文化振興、地域公共交通、観光及び商工業振興に係る事務を同課に移し、課の名称を「都市整備課」から「都市創生課」に変更します。なお、同課には、「都市計画係」、「都市整備係」及び「観光文化商工係」の3係を置きます。

今回の見直しに伴いまして、現行の4部局17課(室)40係から、4部局17課(室)37係となり、3つの係が減ることになります。

以上、議案第43号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、及び、各課報告事項の1つ目「斑鳩町組織機構改革」につきましても

説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、斑鳩町組織機構改革については、先に開催されました建設水道常任委員会と厚生常任委員会において、その所管にかかる事項について説明されておりますことを申し添えます。それでは質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 ちょっとお聞きしたいんですねけど、今ちょっと説明がなかったように思いますねけど、税務課の所掌事務の見直しに、新たに自動車の臨時運行にかかる事務を所管されると、ちょっとこれイメージわきませんねけど、ちょっとこの辺どういうイメージなのか、教えていただけますでしょうか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 ご質問の臨時運行にかかります事務につきましては、現在、環境対策課で行っているところでございます。環境対策課の事務につきましては、今、多くございまして、その内容も勘案した中で、今現在、税務課のほうでは単車の臨時運行、そういったものも発行しておりますので、そちらのほうに移させていただいて、住民さんに提供していく、いわゆる車検等でナンバープレート切れてる部分について運行するという業務ですんで、1階の税務課のほうに移させていただいた次第でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 課が少なくなったということですねんけども、新しい機構改革でいくと、今の職員さんの数で足りるんかどうか、そこらへんだけちょっとお聞きします。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 課の数は17課室ということで、課の数は変更ございません。係の数が減って

おる状況でございます。現在採用等も行いまして、現時点では206名の職員数、今191名ですんで206名の体制でこの新しい組織機構でやっていくというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号) につきまして、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

 (議案書朗読)

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、第14款 使用料及び手数料、第2項 手数料では、第2目 衛生

手数料の第2節 ごみ処理手数料で、ごみ等の排出量が当初見積りを上回ることから、151万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費及び補装具交付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて5,117万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、住民基本台帳法の改正に伴い、国外転出者を対象に、手続きのオンライン化のためのマイナンバーカード等の利用が可能となり、これに必要な戸籍附票ネットワークとのシステム連携等の改修費用が補助対象となることから、259万5千円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する総合的かつ継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和3年度に設置するにあたり、その開設準備費用の一部が補助対象となることから、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金38万2千円の増額と、第2節 障害福祉費補助金で、障害者自立支援給付に係る報酬改定等が令和3年度に予定され、これに必要な審査支払等のシステム改修費用が補助対象となることから、地域生活支援事業費補助金66万円の増額をお願いするものであります。第7目 教育費国庫補助金では、小中学校の教育活動再開時における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に必要な物品の購入費が補助対象となることから、第1節 小学校費補助金で275万円、第2節 中学校費補助金で150万円の増額をそれぞれお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、2,558万7千円の増額をお願いするものであります。次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税の申込が、当初予算額を上回る見込みであることから、第1節 教育費寄附金700万円、第2節 福祉費寄附金300万円のあわせて1千万円の増額をお願いするものであります。次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う財源として、財政調整基金574万3千円の活用をお願いするものであります。以上が、歳入に関わる内容であります。

11ページにお移りいただきまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

主な歳出の内容につきまして、ご説明いたします。はじめに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と、会計年度任用職員の増員に伴い、第1節 報酬で、567万7千円の増額、第3節 職員手当等で、下から3つ目の臨時職期末手当63万9千円の増額、第4節 共済費で、一番下の社会保険料等90万6千円の増額、12ページをお開きいただきまして、第8節 旅費で、通勤に係る費用弁償10万6千円の増額、また、奈良県警察の斑鳩交番の建替え計画に伴い、町有地である同敷地内の里道及び水路の用途廃止等が必要となったことから、第12節 委託料で、登記業務等委託料105万円の増額をお願いするものであります。第3目 財政管理費では、歳入で申しあげたふるさと納税額の増に伴い、第7節 報償費で、お礼にかかる費用400万円の増額、また、募集及び寄附金納付にかかる事務費として、第11節 役務費で25万円の増額、第13節 使用料及び手数料で、60万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 徴税费では、人件費の補正をお願いしております。

次に、13ページにお移りいただきまして、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、人件費の補正と、歳入で申しあげたとおり、戸籍附票ネットワークとのシステム連携等に要する費用として、第12節 委託料で、戸籍附票ネットワーク連携業務委託料259万5千円の増額、戸籍附票中継サーバー構築業務委託料38万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第24節 積立金で、歳入で申しあげた寄附金のうち、福祉基金への積立てを希望される寄附金の積立金300万円の増額、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて560万3千円の増額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正と、第12節 委託料で、税制改正に伴う国民年金法施行令等の改正に対応するためのシステム改修業務委託料85万8千円の増

額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげたとおり、第12節 委託料で、障害者自立支援給付に係る審査支払等のシステム改修業務委託料132万円の増額、第19節 扶助費で、障害者の補装具交付費及び介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が、当初見積りを上回ることから、あわせて1億235万円の増額をお願いするものであります。

15ページにかけての第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の補正と、令和2年度の介護報酬改定等に対応するシステム改修に伴う繰出として、あわせて180万7千円の増額をお願いするものであります。15ページの第11目 後期高齢者医療費では、第18節 負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療における令和元年度の給付費負担金の精算に伴い、2,068万5千円の増額、第27節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における保険料決定のための所得・課税情報に、税制改正に伴う項目追加等の変更があり、これに必要なシステム改修に伴う繰出として、29万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、歳入で申しあげた「子ども家庭総合支援拠点」の開設準備費用として、第10節 需用費で、事務用品等の消耗品費35万9千円の増額、第14節 工事請負費で、各種システム及び電話の回線整備の工事費として、76万4千円の増額、第17節 備品購入費で、事務机や椅子等の庁用備品の購入費として、117万7千円の増額をそれぞれお願いするものであります。16ページにかけての第2目 保育園費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、16ページをお開きいただきまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正と、第18節 負担金補助及び交付金で、平群町に隣接し同町から水道給水を受ける住民に対して、本町が実施している水道基本料金の免除相当額を補助することから、11万6千円の増額、また、インフルエンザ流行期に備えて、PCR検査実施体制を整えるための費用を生駒郡4町で負担することから、137万7千円の増額をお願いするものであります。17ページにかけての第2目 感染症予防費では、感染症の予防接種の接種者が当初見積りを上回ることから、第11節 役務費で、案内通知等の通信運搬費1万7千円の増額、17ページの第12節 委託料で、高齢者インフルエンザ、日本脳炎、子宮頸がんの予防接種委託料として、あわせて495万2

千円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成金62万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 清掃費では、第1目 清掃総務費で、人件費の補正をお願いしております。18ページにかけての第2目 塵芥処理費では、人件費の補正と、最終処分場搬入ごみ受付業務において、当初の人材派遣の予定から、会計年度任用職員による対応へと変更したことにより、職員雇用にかかる費用として、第1節 報酬で、151万2千円の増額、第3節 職員手当等で、18ページをお開きいただきまして、上から4つ目の臨時職期末手当23万3千円の増額、第4節 共済費で、社会保険料等27万5千円の増額、第8節 旅費で、通勤に係る費用弁償1万8千円の増額、人材派遣に係る費用の減額分として、第12節 委託料で、一番下の最終処分場搬入ごみ受付業務委託料255万3千円の減額、また、歳入で申しあげたとおり、ごみ等の排出量が当初見積りを上回ることから、同じく、第12節 委託料で、ごみ処理業務等委託料910万円の増額、その他プラスチック類処理業務委託料340万円の増額、剪定枝葉・刈草リサイクル業務委託料160万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、伊賀市環境保全負担金20万円の増額、さらに、生ごみ処理機等の購入奨励金の申請数が当初見積りを上回ることから、同じく、第18節 負担金補助及び交付金で、家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金17万6千円の増額をお願いするものであります。第3目 し尿処理費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、19ページ、第5款 農林水産業費と、第6款 商工費では、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

20ページ、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、人件費の補正をお願いしております。次に、第4項 都市計画費では、21ページにかけての第1目 都市計画総務費で、人件費の補正をお願いしております。21ページ、第2目 下水道費では、第18節 負担金補助及び交付金で、下水道事業会計における人件費の補正に伴う補助金88万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、22ページにかけての第2目 事務局費で、人件費の補正をお願いしております。22ページ、第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、人件費の補正と、歳入で申しあげた感染症対策等に必要な物品の購入費用として、第10節 需用費で、消耗品費550万円

の増額をお願いするものであります。次に、23ページ、第3項 中学校費、第1目 学校管理費では、小学校費と同様の理由により、第10節 需用費で、消耗品費300万円の増額をお願いするものであります。次に、第4項 幼稚園費では、人件費の補正をお願いしております。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第5項 社会教育費では、第1目 社会教育総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 公民館費では、公民館の会計年度任用職員の勤務時間等が当初見積りを上回ることから、第1節 報酬で、43万4千円の増額、第8節 旅費で、通勤に係る費用弁償8万3千円の増額をお願いするものであります。第4目 文化財保存費では、第24節 積立金で、歳入で申しあげた寄附金のうち、「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立てを希望される寄附金の積立金700万円の増額をお願いするものであります。第5目 図書館管理運営費と、第6目 文化財活用センター管理運営費では、人件費の補正をお願いしております。次に、25ページ、第6項 保健体育費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、8,072万6千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。最後に、第2表 債務負担行為補正についてであります。東京2020オリンピック聖火リレーの開催延期に伴い、債務負担行為の追加補正として、令和3年度分の運営負担金、136万5千円の予算措置をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

財政課長

以上で、議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）につきましての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催され

ました建設水道常任委員会および厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員

24ページの、4目のところに文化財保存費ということで、斑鳩の里歴史文化遺産保存のふるさと納税700万いただいております、積み立ての合計が4,400万ほどありますけども、これの活用のめどっていうんですか、どのような方法で活用しようとしているのか、今の見込みを教えてくださいと思います。

委員長

福居財政課長。

財政課長

この文化財の基金に関しましては、果実運用基金と申しまして、その利息を、今年度、その当該年度の文化財に関する事業に充当するというような性格の基金となっておりますので、現在のところ、利息がかなり低い状況ではありますけれども、その利息のほうを、今年度の文化財の調査事業等に充当していくというようなことで考えているところでございます。以上です。

齋藤委員

ということは、利息しか使えないということですか。

財政課長

基金の性格が、利息を当該年度の事業に充当するというような性格のものでございまして、基金が取り崩すのにふさわしいような事業があれば、当然取り崩して使用しても問題ないと考えております。以上です。

齋藤委員

ということは、今は基金を取り崩して何か使うというのには、考えていないということに理解してよろしいでしょうか。

委員長

面卷総務部長。

総務部長

現在のところ、基金条例の中で先ほど課長も申しましたけれども、取り崩しに関することが書いております。それに合致するような事業がございませんので、今後そういった状況になりましたら、基金の活用も視野に入れて、行っていきます。

いというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかにございませぬか。 嶋田委員。

嶋田委員 10ページですか、寄付金のところで700万と300万、1千万ですね、これはふるさと納税で1千万増えたということをお聞きしたんですけども、これは間違えないわけですか。

委員長 福居財政課長。

財政課長 こちらの1千万の増額につきましては、ふるさと納税分ということになっております。

嶋田委員 最初、当初では1千万を考えておられたと、ほんで1千万追加いうんですか、1千万増えたということですね、この原因はなんですかねんやろ。

財政課長 ふるさと納税につきましては、寄付金ということで歳入の見積もりに関しては少し厳しめに見ておまして、当初予算は1千万円としておりました。昨年度の決算額は1,500万円弱ありましたので、決算が出るのが3月末ですので、当初予算の見積もりが甘いといえは甘いんですけども、これにつきましては歳入ですので、少し厳しめに見ているということと、あと、ふるさと納税制度、かなり制度変更等がございまして、なかなか次年度の見込みが立ちにくいというところもございまして。あと、あくまで現制度上におきましては、ふるさと納税の寄付もお礼の品目当ての方がかなりおられますので、お礼の品の確保できる状況等によっても、ふるさと納税の寄付金というのはかなり増減がありますので、そういう事情も踏まえまして、今年度の当初予算につきましては、1千万円とさせていただいて、現在11月末現在におきまして、1,250万円程度の実績となっております、まだ、2,000万円に到達するまでは750万円程度不足はしておりますけども、この12月が一番ふるさと納税で、かなり爆発的に増える時期でございまして、その辺も見込みまして2千万という見積もりをさせていただいたところでございまして。以上です。

嶋田委員 私、当初1千万で見積もっておられた、それはそれで結構なんです。そやけどここで1千万増えるような補正をされたという、結局1千万増えたと考えるわけですわね。その原因が何かということをお聞きしたかったんです。そやから返礼品目当てに増えたとか、そういうふうなことですね。今の答弁をお聞きしますと、結局返礼品が増えたということと、皆さんが喜ばれるものを返礼品としていると、それと当初予算よりも250万だけ増えたということですか、今現在は。

財政課長 現在、11月末現在では、当初予算1千万を250万円上回っているというのは間違いございません。

嶋田委員 はい、わかりました。それで、12ページ、ふるさと納税返礼品というのがあるんです。400万ですか、普通1千万増えたら単純に考えてですよ、300万でいいわけですね、返礼品30%、いうことであれば300万でいいのではないかなと思うんですけど、これ400万になっているのはどういうことですか。

財政課長 ふるさと納税の寄付金のお礼の品の返礼割合につきましては、30%という決まりはあるんですが、これにつきましては、その10%分につきましては、各事業者さんが寄付者にお礼の品のを送付する送料となっております。その分を見込みまして4割を見込んでいるということでございます。以上です。

嶋田委員 そしたら委託している業者さんから、送っていただいているということですね。

財政課長 そのとおりでございます。

嶋田委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 私も同じふるさと納税の10ページの1千万の件と、12ページの納税のお礼の件の、この流れなんですけど、何名の方、これ1千万で400万というかたち、今送料という話があったんで、だいたい何名ぐらいの方が、これぐらいの金額に

なっているのか、歳入と歳出の関係ですね、ちょっとわかれば、だいたいで結構ですので、お願いします。

委員長 福居財政課長。

財政課長 寄付の件数につきましては、11月末時点で1,017件となっております。人数につきましては、1人の方が複数回されるということもございますので、現在把握している分では件数です。そうされる方はあまりおられませんので、ほぼ1千件程度と見ていただいて結構かと思います。

伴委員 そこでね、結局、私、不思議に思いますねけど、教育のほうで7割、そして福祉のほうで3割、これきっちり割れるような数字に700万と300万になっていると、大勢の方が寄付されてそんなきっちり7割と3割で、こないしてほしいという希望が、きっちりな数字になってるようには思いますねんけど、この辺の考え方、見方っていうのは、ちょっと教えていただければと思います。

財政課長 この補正につきましては、先ほども申しあげましたように、現在1,200万程度の実績しかございませんので、その割合を見ましていただきたいの概算で算出させていただきますところでございます。以上です。

伴委員 最後に。ということは寄付される方が、文化財に使ってほしいとか、教育に使ってほしいとか、また福祉に使ってほしいとか、この辺を一応言っておられる、この寄付はっていうのは、ほとんど指名っていいですか、使い道に対してはあるものなのか、それとも何に使ってもらっても構いまへんという方が多いのか、ちょっとその辺教えていただければと思いまんねん。参考までに。

財政課長 寄付の目的についてでございますが、寄付申し込みの際に、どのような事業に使ってほしいかというものを選択する欄がございます、それを選択することによって、その事業に寄付をできるということになっておりまして、ですので、ほとんどの方が指定されます。指定しないという選択肢もありまして、それにつきましては斑鳩町の場合は文化財関係のほうに充当させていただいているという

ころもございまして、ですので、もともと文化財が多いのは間違いないんですけども、指定しない方も文化財に、町のほうで判断して振ってるというのもありまして、文化財関係が多いということになっております。以上です。

伴委員 結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第56号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは、付託議案(4)議案第56号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、先の9月の当委員会でご報告を申しあげておりました王寺周辺広域市町村圏協議会を廃止することにつきまして、地方自治法の規定によりその構成団体である本町の議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、本議案につきまして議案書の朗読をもって説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長 議案書 2 枚目をお願いいたします。

(議案書 2 枚目朗読)

まちづくり
政策課長 以上が、本議案の提案内容でございます。

合わせまして、協議会の廃止にかかります今後のスケジュール等についてご説明を申し上げます。

本町を含みます構成 7 町の各町議会 1 2 月定例会におきまして、同様の議案が提出をされており、各町議会で議決をいただきましたならば、1 2 月 2 3 日 (水) に開催を予定をされております協議会において、「廃止に関する協議について」、議案が提出されることとなってまいります。その議決をもちまして、廃止に関する協議書を構成 7 町で締結をいたしまして、各町において廃止の告示を行った後、奈良県知事に「廃止に関する届出」を行い、令和 3 年 3 月 3 1 日をもって廃止となってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第 5 6 号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 7 町の広域圏の資産等はないんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 広域圏の資産についてはございません。ただ、予算の決算剰余金がどうしても発生してまいりますので、こちらにつきましては、先般廃止をされました、解散をされました、西和衛生試験センター組合、こちらの際の清算と同様に過去 1 0 年間の平均の分担金構成率、こちらにより按分をいたしまして、各町のほうに返

還をしていくという形で今現在、調整をしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 分担金の話ですけど、これ年でいくらぐらいでしたんかな。

まちづくり
政策課長 令和2年度の広域圏協議会の予算ベースで申しあげさせていただきます。分担金合計といたしまして、7町で58万円、当町におきましては、10万5千円、これだけの負担をしておるところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時55分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(5)議案第57号 奈良県広域消防組合規約の変更についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、1. 付託議案の（5）議案第57号 奈良県広域消防組合理約の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、規約の変更文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、奈良県広域消防組合理約の一部を変更する規約（要旨）をご覧いただきたいと思っております。今回の奈良県広域消防組合理約の変更につきましては、管理者、副管理者等の人数及び選任方法、附属機関、経費の負担等につきまして、本組合理約において所要の変更を行うものでございます。

はじめに、1. 変更の背景についてであります。今回の変更の背景につきましては、大きく2つの内容となっております。ひとつとして、①組織管理ガバナンスの整理という観点から、消防組合の意思決定体制の明確化でございます。ふたつとして、②財務ガバナンスの整理という観点から、広域化のメリットをさらに活かし、協定書記載内容を反映させた経費負担方法に刷新しようとするものであります。

次に、2. 変更の概要についてであります。はじめに、（1）組合執行機関の整理・充実についてであります。①の管理者及び副管理者の選任ルールの明確化（第8条の改正規定）についてであります。管理者及び副管理者の選任に関し、現行の規約では、「組合市町村の長の互選により定める。」ということ明記しているのみで、どのように互選していくか、その手順が明確には規定されておらず、これまでは、その人選を運営協議会での協議、あるいは市長会・町村会にお願いすることなどにより選任がなされてきました。このことから、互選に至るルールを明確とするために改正を行うものであります。具体的には、旧の11の消防本部の枠組みを見直して、新たに7つの区分に再編成して、その7つの区分の市町村長で、それぞれ代表者を選任し、管理者は、その代表者の中から、総会において、組合市町村の長の互選により定めることとします。また、副管理者は、管理者以外の代表者6人を充て、その6名の内、1人を副管理者の互選により代

表副管理者とするものであります。この改正により、これまで管理者1人、副管理者2人の3人体制でありましたが、より意見が反映できるように、管理者1人、副管理者6人に増員されることとなります。

次に、②管理者、代表副管理者及び副管理者の任期（第10条の改正規定）についてであります。管理者及び副管理者の任期に関し、現行の規約では、その市町村長の在任期間となっておりますが、これを2年とし、再任を妨げないこととします。なお、任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間といたします。

委員長

課長、説明しているところ申し訳ないんですけども、今日、資料14という形でこの消防組合の規約の変更について、議員懇談会のときにいただいた資料ですけども、これがあつたほうがわかりやすいんじゃないかということで、これも理事者から提出いただいておりますので、課長の説明聞きながら、こちらをあわせて見ていただければと思います。すみません途中で。じゃあ続けてください。

総務課長

次に、③正副管理者会議の設置（第13条の改正規定）についてであります。組合の意思決定につきましては現行、旧の11の消防本部ごとに委嘱された市町村長の委員で構成されている運営協議会が重要事項の協議を行っておりますが、この運営協議会に替え、管理者及び副管理者の合計7人で構成する「正副管理者会議」を新たに設置し、重要事項に関する意思決定機関といたします。

次に、④企画調整会議の設置（第15条の改正規定）についてであります。37市町村で構成する広域消防組合は、全国的に見ましても類のない規模でありますことから、消防署や車両等の適正な配置計画や、将来持続可能な財政計画など重要な事項に関して、管理者の諮問に応じて調査審議する諮問機関として、新たに企画調整会議を設置いたします。

次に、⑤区分表の改正（別表の改正規定）についてであります。先ほど、ご説明を行いました現行規約の旧の11区分を7つの区分に再編したことによる区分表の改正でございます。斑鳩町につきましては、第4区分に区分され、平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町の西和7町に、大和郡山市を加えた1市7町となります。なお、組合議員の選出区分につきましては、西和7町から4人ということで、現行から変更はございません。

続きまして、(2)経費負担関係についてであります。①消防署所属負担方式(自賄い方式)の見直し(第17条の追加規定)についてであります。奈良県広域消防組合における消防費の歳入予算につきましては、現行規約と協定書におきまして、令和3年度からも「自賄いを主とする方式を踏襲する。」旨が、規定されております。こうしたなか、現在の消防活動は、通信指令センターを橿原市に設置し、奈良県広域消防組合の管内で火災や救急事案が発生した場合の119番通報は、全てこちらに入るシステムですでに一元管理を行っております。この指令センターでは一番現場に近い署所の車両を選択して、要請のあった場所に車両を向かわせ、旧の消防本部の管轄を越えた運用を行っているところでございます。しかし、費用負担に関しましては自賄い方式となっておりますことから、旧の消防本部ごとに特別会計を設置し、旧の消防本部別となっております。財務面での管轄を区切っておりますことから、消防活動と費用負担に整合がとれてないという状況となっております。また、この自賄い方式を続けることの弊害として、消防署の再編整備が困難となり、合理化が進まない要因ともなります。このことから、特別会計を廃止し、会計を統合することにより、共通経費化に移行するという改正をしようとするものでございます。

次に、②分担金の負担方法と負担割合についてであります。今回の規約改正のなかでは、分担金の総額を市町村の普通交付税の算定の基礎となります消防費の基準財政需要額割や救急出動件数割等と規定し、具体的な負担方法及び負担割合に関しては、組合の条例で定めることとなります。その負担方法及び負担割合に係る条例案につきましては、表にお示しをさせていただいております。基準財政需要額割を2.5%、救急出動件数割を6.5%、均等割、面積割をそれぞれ0.5%、分担金実績割を90%となっております。この按分率に関しては、市町村の財政担当者への意見聴取のほか、管理者会議や運営協議会でも協議を重ねて方針決定がなされたものです。この割合のうち90%を占める分担金実績割ですが、前年度の市町村分担金と比較して、翌年度の市町村分担金が著しく増加することのないようにという激変緩和措置ということで導入しようとするものでございます。なお、②にございますように、この負担方法と負担割合につきましては、毎年、見直しについて検討を行い、結論を得るものとしております。

続きまして、3.施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。なお、委員長のほうからお話いただきましたが、本日は参考資料といたしま

して、先月13日に開催されました議員懇談会において配布させていただいたものと同じ資料を、参考資料として、お手元に配布させていただいております。

以上で1. 付託議案の(5) 議案第57号 奈良県広域消防組合格約の変更につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 分担金、やっぱり関心のあるとこ、私、分担金なんですね。結局こういう形で見直された場合、斑鳩町は負担が増えるんですか。それとも今までと同じか、減るんか、教えとくんははれ。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 現在、消防組合においては、令和3年度の予算の編成作業中ということで、予算総額が確定、現在しておらないという状況でございますので、確定的な本町の負担金の見込み額は現在算出できないという状況ですが、こうした中あくまで参考額ということになりますけれども、過去組合で作成された今年の7月9日の議員懇談会の資料として配布された資料の中におきまして、令和元年度の予算総額、これが130億約7千万となっておりますが、これに基づく額を予算総額として規約変更後の負担割合で本町の負担金額を算出いたしますと、3億1,908万1千円ということで、約3億1,900万ということで算出、試算されているところでして、令和元年度の実績額が3億405万5千円となっておりますことから、これを単純に比較しますと1,500万程度の増ということになります。

伴委員 うちからしたら負担が増えるということだな。それと、こういうような形でいく場合、今後これ毎年、負担方法、負担割合とか見直していくと最後に書いてますねけど、それを流れとしたらまた負担は増えていくような感じしまんねけど、そのあたりの見通しはどう見てはりまんねやろ。

総務課長 今後の見通しというところでございます。この負担方法については、やはり基

準財政需要割額と救急出動件数割、これが大きなところを占めております。特に北部地域、人口の多いところの地域におきましては、これらの割合というのは高いということになりますので、分担金実績割が下がっていったら、この割合が上がっていくとなりましたら、こちらのほうの負担金、分担金については上がっていく傾向となろうかと思えます。ただ、この見直しを行うことによりまして、共通経費化をはかって、最終的には署々の再編による職員、車両、建物、こういった消防力の適正配置を見直すということで、全体的な総額を下げたいという狙いがございます。そうなりますと全体経費が下がるとなりましたら、斑鳩町での負担割合も下がってくるということを見込めるということですので、それを目指した今回の規約変更ということで認識をしているところでございます。

伴委員

やっぱりね、最初、これ5年ほど前ですか、設立しはったときのご説明、来てくれはって、町の職員さん、どうこうちゃいまんねん。実際、当時の方が来られた時の説明と、今こういう形で説明受けている、やっぱりちょっともやもやした気持ちをもっているということだけは申しておきます、以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

私も、いま伴委員おっしゃったように、負担割合、経費の問題については当初の説明と違うという点と、あと、今後、再編計画なんかも考えていかれると思うんですけども、まだそれが示されない、どういうふうになっていくのかというのと、再編終わった後に経費負担がどうなるのかという点が、はっきり明確に示されてない中で、果たしてこれを改正して進めていってしまっているのか、という不安はあります。その過程で経費負担の問題で、なぜ上がる場所と下がる場所が出てくるのか、斑鳩町にとってメリットがあるのかという点については非常に疑問を感じています。そうした点についてはやはりどこともですね、経費が下がる方向で検討しなすべきではないかなというふうに考えておきまして、私としてはこの委員会の中では表決権はございませんけども、この規約の改正については、了承できないということを意見として申しあげておきます。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第57号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第58号 斑鳩町総合計画基本構想の改定についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項(2)第5次斑鳩町総合計画前期基本計画等について、と関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、議案第58号 斑鳩町総合計画基本構想の改定につきましてご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読をいたします。

(議案書朗読)

まちづくり
政策課長

本議案は、現行の第4次斑鳩町総合計画の計画期間が令和2年度で終了いたしますことから、新たな第5次斑鳩町総合計画を策定し、基本構想について改定をお願いするものでございます。第5次斑鳩町総合計画の策定につきましては、平成30年度にアンケート調査等を実施、令和元年12月17日には、斑鳩町総合計画審議会に諮問を行いまして、この間、新型コロナウイルス感染症によります書面会議を含み、5回にわたって審議をいただいたところでございます。去る11月5日には、本日、お配をりしております資料2のとおり、第5次斑鳩町総合

計画（案）について、答申をいただいたところでございます。

それでは、第5次斑鳩町総合計画の基本構想につきまして、各課報告事項の(2)第5次斑鳩町総合計画前期基本計画等と合わせまして、説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは議案書をお願いいたします。2枚目でございます。第5次斑鳩町総合計画 基本構想でございます。計画期間は2021(令和3)年度から2030(令和12)年度の10年間でございます。1ページをお願いいたします。「1 斑鳩町のめざす将来像」について、はじめに(1)まちの将来像(まちづくりのテーマ)でございます。今後10年のまちづくりにおいて、住民、事業者とともに実現をめざします斑鳩町の将来像は、『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』といたします。先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩いていくまち「斑鳩」を本町の将来像としてまいります。そのためには、「人」、「歴史文化」、「自然」といった、私たちの斑鳩だけが持つ魅力、その財産を生かし、横断的かつ戦略的な施策展開をはかることで、「住み続けたいまち」、「住んでみたいまち」、「訪れたいまち」の実現をめざしてまいります。

3ページをお願いします。次に、(2)まちづくりの基本的な考え方です。今後、さらなる人口減少・少子高齢化が進行し、また、社会環境が著しい変化を続ける中、第5次総合計画をすすめるにあたって大切にす価値観や考え方を示してまいります。一つとして、安全・安心、快適にらせるまちを創ってまいります。二つとして、子どもから高齢者まで笑顔が輝くまちを創ってまいります。また、三つとして、歴史文化資源を生かし、活力とにぎわいのあるまちを創ってまいります。この3つを、「まちづくりの基本的な考え方」としてまいります。

次に、4ページ、(3)まちの将来像の実現にむけた基本目標であります。まちの将来像の実現をめざした施策の展開をはかるため、まちづくりの基本的な考え方をふまえた7つの基本目標を定めてまいります。基本目標1として、安全・安心にらせるまち、基本目標2として、コンパクトで質の高い持続可能なまち、基本目標3として、子どもの未来が輝くまち、基本目標4として、誰もが健やかに生き生きとらせるまち、5ページにお移りいただきたいと思ひます、基本目標5として、つながりを大切にするまち、基本目標6として、魅力に満ちた活力あるまち、基本目標7として、悠久の歴史と文化、自然を大切にするまち、基本

目標としてこれら7つのまちにしていまいります。

6ページ、(4)施策の大綱でございます。右側の各分野で取り組むべき24の「施策」の基本方向と体系につきましては、前期基本計画において定めてまいります。7ページをお願いいたします。「2 将来展望人口」でございます。第2期斑鳩町人口ビジョンに基づきまして、第5次総合計画の目標人口として、2030年の人口「24,800人」をめざしてまいります。

続いて、8ページ、「3 土地利用の方針」でございます。現在策定中の都市計画マスタープランとの整合性をはかりながら、整理をしたものでございます。

10ページから14ページにかけて、「4 SDGsとの調和」でございます。本町では、第5次総合計画のもとで地方創生を推進していくこととし、総合計画の各施策分野にSDGsのめざす17のゴールを関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進することとしてまいります。

以上、議案第58号 斑鳩町総合計画基本構想の改定について、第5次斑鳩町総合計画「基本構想」についての説明とさせていただきます。

続きまして、各課報告事項の(2)第5次斑鳩町総合計画前期基本計画等についてでございます。資料2 第5次斑鳩町総合計画(案)をお願いいたします。

はじめに、計画期間を「2021(令和3)年度～2025(令和7)年度」の5年間とする「前期基本計画―まちづくりの基本施策―」についてでございます。資料2の36ページをお願いいたします。前期基本計画は、先ほどご説明申しあげました、基本構想の「施策の大綱」に示しております各分野で取り組むべき24の施策につきまして、その課題を整理をいたしますとともに、施策の基本方向を「目標とする姿」として示し、施策体系とその主な取り組み内容等について掲げておるものでございます。こちらの「基本目標1 安全・安心にさせるまちにします」、「1. 災害に強いまちづくり」から、94ページでございます「基本目標7 悠久の歴史と文化、自然を大切にすまちにします」の、「24. 風景・景観・自然環境の保全」まで、24の各分野について、整理をしております。

続きまして、「IV 重点施策―第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略―」について、計画期間は、こちらも、2021(令和3)年度～2025(令和7)年度、の同じく5年間でございます。98ページをお願いいたします。第5次総合計画では「第2期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点施策として位置付けをいたしまして、人口減少対策と地域の活性化に資する施策を抽出し、

横断連携的な視点でとりまとめ、これまで以上に積極的に取り組みますとともに、効率的・効果的な進捗管理に努めることとしております。101ページには、その施策体系につきまして整理をしております。また、次の102ページから103ページにかけては、総合計画・前期基本計画の施策体系としての「主な取り組み」と、重点施策に位置付けをいたしました総合戦略の3つの柱、「Ⅰ 元気な“斑鳩っ子”を増やすための支援」、「Ⅱ “世界遺産 法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出」、「Ⅲ 選ばれ続ける“斑鳩の里”づくり」の関係を整理しております。この3つの柱の方向性及び主な取り組み内容等は、次の104ページから109ページにかけては、また110ページには、地方創生推進のための横断的視点につきまして整理をさせていただきます。

なお、本日、お示ししております資料2につきましては、前回11月の当委員会におきましてお示しをさせていただきました見え消し修正をした計画書（案）の修正後の内容となっております。前回からの内容の変更等についてはございませんので、各分野ごとの説明等は割愛をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上、第5次斑鳩町総合計画の関係につきまして、議案第58号 斑鳩町総合計画基本構想の改定につきまして、また、第5次斑鳩町総合計画 前期基本計画等についての説明とさせていただきます。

委員皆さま方には、何とぞ温かいご審議を賜りますとともに、斑鳩町総合計画基本構想の改定につきまして、原案どおり可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 第5次斑鳩町総合計画（案）の、108ページの一番下に、選ばれ続ける斑鳩の里づくりという項目の一番下、空き家の有効活用件数というのがあるんですけども、私どもの自治会では、空き家なんかいっぱいありますけども、その空き家を有効活用するというような意味なのでしょうか。この目標、令和7年までにあと5年ありますけども、5年間で空き家を有効活用する、要するに空き家に入ってもらおうということの理解でよろしいのでしょうか。

委員長

本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

空き家の関係につきましては、少子高齢化等の関係の中で、昨今、全国的に問題となっているところでございます。空き家の活用ということで、今、齋藤委員さんおっしゃっていただきましたように、そこに入れていただくということもございます。また、昨年度実施をさせていただきました私どもの課でございますけれども、空き家の有効活用の中で、町屋の活用ということで、店舗等使っていただけないかというような事業もさせていただいたところでございまして、こちらにつきましては、そういった形でいろんな事業のほう実施計画等の段階でも各課において、検討しながら進めていくというところで、目標として掲げさせていただいているということでご理解を賜りたい、このように思います。

齋藤委員

なんか、この斑鳩町にたぶん空き家、何百という数あると思うんですけども、その有効活用でゼロから5件にするというのが総合計画の中の重要な柱についていか目標になるのかなっていうような気がするんですけども、もっと別の目標が、ちょっと思いつきませんが、別の目標があるんじゃないかなというような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり
政策課長

おっしゃっていただきましたように、確かに空き家というのは、ゼロ件あるいは5件ということではないというふうに思っております。当然、民間の不動産会社等々もございます、通常の空き家でそういった形で仲介等により、新たな方がお住まいされる、あるいは建て替え等されるといったようなこともあろうかとは思いますが、先ほど申しあげました、昨今、いわゆる特定空き家といいますか、地域的に問題になっているということもある中でまちづくりの活性化というような観点からも空き家のほうの有効活用というものを行政としてどういったことをしていけるのかということを実施計画等々です、事業化をさせていただきました、そのうえで空き家の活用によるまちの活性化といったことに寄与する事業はないかというところで、目標を定めさせていただいて、今後、具体的な内容につきましては、いろんなこと試行錯誤しながら進めてまいりたいなど、このように思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

齋藤委員 空き家の有効活用というのは、要するに空き家に誰か住んでもらうというふう
に理解するんですけども、そういうふうじゃなくて、例えばイベントに活用する
だとか、そういうふうな意味での有効活用というふうに理解するのでしょうか。

まちづくり
政策課長 行政のほうでどういった形で今現在問題となっておる、あるいは有効活用でき
るべき空き家のほうをですね、活用していけるかというようなことでのことでご
ざいまして、当然入居していただくというのも、入居のための資産としてご利用
させていただくというのもひとつでございますし、空き家のほうに店舗として事
業主さんとして入っていただく、そういったマッチングのほうの事業を行政でし
てしていくということもひとつでしょうし、そういったことをさまざまな角度か
ら見ていきたい、このようなところでご理解お願いできたらと思います。

齋藤委員 しつこくて申し訳ないですけども、空き家を5件増やす、例えば今、斑鳩町に
何百という空き家あると思うんですけども、それをゼロから5件増やすという目
標は、なんか選ばれ続ける斑鳩の里づくりの目標数値にマッチングするのかなと、
頭の整理ができてないんですけども、教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時41分 休憩)

(午前10時44分 再開)

委員長 再開いたします。
ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 総合計画基本構想の4ページの基本目標2番のコンパクトで、というのがあ
ると思うんですけども、このコンパクトという意味合いをもうちょっとだけわかり
やすく教えていただきたいなと思うんですけども。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 昨今、コンパクトシティといったようなことも用語として出ているところ
でございまして、こちらにつきましては、少子高齢化等々も進む中で、いわゆる身近
なところで生活を営んでいける、暮らしていけるまちにしていきたいというような
ところで、あげさせていただいた基本目標ということでご理解お願いできたらと
思います。身近なところに生活に必要なものが揃っているといえますか、そうい
った形をイメージしていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

溝部委員 身近なところで公園なり、お買い物であり、そういうものがしっかり揃って
いる状態をつくっていくということを目指しているということですか。

まちづくり
政策課長 物理的にできるもの、できないものもございまして。できないものに関しまし
ては、公共交通の関係でございましてとか、そういったところでの補足というか、
そういったところも勘案をしながら、いわゆる住み慣れたまちで生き生きと生涯
を送っていただくといえますか、そういった形のまちをつくっていききたいとい
うようなことで、あげさせていただいているものでございまして。

溝部委員 こういうことが町が関与できるかよくわからないんですけれども、例えば最近
とかやったらコンビニとかがすごく減っているというか、閉店している状況、斑
鳩町でも多いかなと思うんですけれども、こういったものを誘致するとかって
いうのは、町から関与するということはできるものなんでしょうか。

委員長 面巻総務部長。

総務部長 非常に難しいのかなと思います。いわゆる来られる方、というかそこに出店さ
れる方というのは、やはり調査をしたうえで、ここでどうなのかなという部分で、
平たく言えば儲かる場所には来られるとは思いますが、あえてそれを町
側からお願いしますということになれば、いろいろな支援策であったりとかい
ふようなものも絡んでまいりますし、斑鳩の場合でしたら、まだそれほど全部が撤
退するというような状況ではないので、そういった面では難しいのかなという
ふうにご考へしているところでございます。

溝部委員 ということは、また人口が増えてきて、そういうニーズが増えればまたそういうこともあるということ、お店が来てくれる可能性もあるということですよ。

総務部長 人口は、増えるということは。

溝部委員 じゃないですけども、目標。

総務部長 目標は24,800ということで、その人口を維持して、賑わいと活力のある町をつくっていくことを基本目標として頑張っているところでございまして、これから10年間そういった意味でのまちづくりを進めていくということでご理解願えればと思います。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 私からも意見だけ申しておきたいんですけど、今回、総合計画第5次ということで、町全体の問題にかかわることですんで、この1年ぐらいですかね、いろんな場面で質問もさせていただいてきました。個別の問題については先日の一般質問でもそうでしたけども、納得いかないという問題も確かにあります。ただ、その点につきまして、特にいかるがバイパス、パークウェイの問題ですけど、それについては町長のほうから、沿道住民の意思を尊重するという考え方は確認させていただいてますんで、これについては今後その都度都度ですね、また議論をしていい方向に改善していけたらなというふうに思っています。

今回、基本構想の議決ということですので、あえてそのことだけを取り上げて反対するつもりはありません、この基本構想については町の考え方として私は了承しますんで、これに基づいて進めていただければというふうに思います。そのことだけ意見として申しあげておきます。

ほかにございせんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。10月17日から11月29日までの期間、開催しておりました秋季特別展「聖徳太子の足跡 一斑鳩宮と斑鳩寺一」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上で開催をし、その期間中に2,545名の方にご観覧いただきました。この入館者数は、開催期間が昨年度より1週間少なかったにもかかわらず、昨年度と比較しましては671人の増でございまして、前年度比は約135.8%となっております。この増加の理由としましては、今回の特別展では、聖徳太子1400年御遠忌に向けた斑鳩における聖徳太子をテーマとし、聖徳太子ゆかりの考古資料などを選びすぐった展示となっており、特に斑鳩宮跡より出土した焼けた壁土を初公開するなど、多くの方に関心を持っていただけたこと、また、その内容について新聞やテレビなどの報道にも多く取り上げていただいたこと、展示会の開催前とはなりますが、テレビ番組において藤ノ木古墳をとりあげていただいたことなどが影響しているものと分析しているところでございます。今後もより一層みなさまの関心が高くなるよう努めてまいります。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 今回の説明と言いますか、報告の内容とはちょっと違うんですが、文化財にかかわることで春日古墳のことについて質問したいんですけど、よろしいですか。

委員長 どうぞ。

伴委員 9月議会で同僚の委員からも質問があった春日古墳についてお尋ねしたいんですけど、まず、春日古墳の調査におけるこれまでの経緯、もう一度お願いしたいです。

委員長 平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事 ただ今ご質問受けました春日古墳につきましては、斑鳩町法隆寺西1丁目に所在する個人の邸宅内にある古墳でございます。古墳の名称は春日社が祀られていることに由来をしております。昭和60年の藤ノ木古墳の発掘調査を契機に、藤ノ木古墳の北東方向約150mと非常に近い位置に立地している古墳ということで注目された古墳でございます。その後、町内に所在する重要な遺跡であるということで町指定文化財に向けた基礎調査として、平成24年に土地所有者のご協力をいただいて墳丘の3次元レーザ測量を実施しております。測量調査の結果、墳丘の周囲はすべて削られておりましたが、直径約30m程度の円墳と推定され、墳丘南西斜面において露出している石室の一部と思われる大型の花崗岩製の石材2個が確認されております。平成27年4月に春日古墳調査検討委員会条例が施行され、春日古墳調査検討委員会の委員を委嘱しまして、11月に第1回の会議を開催しております。これまで合計3回の会議を開催しまして指導いただきました。そして、この委員会の指導によりまして、発掘調査を実施する前の状態を記録しておくため、墳丘における植生調査、ミュオン調査、環境測定調査の三つの調査を実施しております。これらのうち、植生調査とミュオン調査については既に調査を終えておりますが、環境測定調査につきましては、複数年のデータをとって平均値を見る必要がございますことから、現在も調査を継続して、今年

度末で複数年分のデータを採取できる予定となっているところでございます。

伴委員

正直言うて私これ、お尋ねしてるのは春日古墳が、正直言うて、なぜ今表現から言いますと止まってる、話が出てこない、っていうのが住民の声である。9月議会で質問があったということからも、非常に私の耳にも入ってるんですが、やっぱり調査計画がどのようなものであったか、なぜ調査が止まってる、住民が感じられる状況なんか、そのあたりをお願いします。

生涯学習
課参事

ただ今の質問です。本来は、春日古墳の調査につきましては、調査検討委員会でご検討を経まして、調査計画がまとまり次第、墳丘における試掘調査による発掘調査を実施する計画ではございました。先ほど説明させていただきましたように、発掘調査を実施した後の古墳の劣化など、環境変化を把握するため、調査着手前の環境測定調査を複数年間実施するようご指導がございましたことから、測定機器を設置しまして環境測定調査を現在実施しているところであり、発掘調査に向けての事前調査を継続して進めているものでございまして、決して調査が止まっているものではありません。

なお、墳丘における試掘による発掘調査の費用につきましては、当初、国庫補助金の対象とはせず、町の単独費で実施する計画になっておりましたが、将来的にかなりの調査費用を要することが予想されますことから、町長より町の事業ヒアリングにおきまして、国の補助金の対象となるやり方等を検討するよう指示を受けておまして、奈良県と協議を行っております。その回答としましては、墳丘における試掘調査など国庫補助金の対象とはなりますが、石室などの埋葬施設については基本的に補助対象外となること、また中宮寺跡周辺遺跡の範囲確認調査との調整が必要であること、発掘調査や将来的な保存に向けた計画書の作成が必要であること、など指導を得ているところでございます。以上であります。

伴委員

結局、町のほうでは非常に費用が、単独でかかり、そしてやっぱりこれ、噂によると5億、6億というような数字が、ちょっと耳にもしてるんです。町単独というのは全然議会のほうではそんな話、その当時聞いておりません、そのあたりどないなってまんねやろ。

生涯学習
課参事

春日古墳の発掘調査に5億、6億といった調査費用がかかるというお話についてでございますが、この件につきましては、第2回目の春日古墳調査検討委員会におきまして、当時の調査検討委員会の委員長が、春日古墳が藤ノ木古墳のような未盗掘の古墳であったとしたら何億のお金がかかることも考えられるので、今の段階では予算立てはできないであろうが、調査費用を用意する覚悟として、町の財政的な余裕について予備的な予算はいくらかと尋ねられた際に、町としては財政調整基金があり、それをつぎ込めば、例えば5億、6億というお金がある、と回答をしたものが、そのように受け止められたものと思っております。

なお、この春日古墳の調査費用につきましては、まだ試掘調査も行っていないなか、今後の調査計画が決まらないことから、現時点での調査費用全体の金額を算出することは困難と考えております。以上であります。

伴委員

正直言うて、財政調整基金の中から5億、6億というような数字の言葉がでてると。その当時議会には一切そのような話が出てない、その時の判断ができる方、責任もって判断できる方からお聞きしないと、どうしようもこれ、本意っていいですか、それが分からない。ただ、この場にはおられない、是非とも聞いてみたいと思うところはあるんですが、何しろこれ、他の分野であればごみの民間委託というようななんでも、真相のところの相手側の話なんかは議会に報告は全然違うような話やったと、まあ言うたら自分とこでやってるよりこれだけ費用が安く済むんやというような説明で、正直言うてありました。この件に関しても、住民さんとしたらこの春日古墳、非常に楽しみにされてる。実際に藤ノ木のような思いを持って、分かりませんよ、開けてみないと分からない、だけど藤ノ木のように思われてる方も結構おられるみたい。そういうところから、町単費で5億、6億というの、これ大きな話、はっきり言うて、全然その当時の私ら耳にもしてない話が委員会の場で残ってる、非常に不可解な話やなと正直言うて思っておるんですが、前向きな話で教育長にお聞きしたい、今後、どういう形で、町単費という話もあって、そして今の町長、おられる町長は協力して、県や国と協力してやっていこうかと、町単費、とんでもないこんな大きな額、というように思っておられるように、説明いま聞きましたけど、今後どのように春日古墳を整備して進めていこうと思っておられるか、教育長にお聞きします。

委員長

山本教育長。

教育長

現在、春日古墳につきましては、令和3年3月末まで環境測定調査を実施しております、これは参事のほうから話があったとおりでございます。その後、その後複数年分の測定データを、当町と共同調査をしております京都大学、奈良文化財研究所で分析いただき、その分析結果をもって、夏ごろには春日古墳調査検討委員会で今後の調査の進め方などについて、ご検討いただくこととなっております。委員のご質問は、こうした経緯、取組、動きというものが、住民の方々に見えてこないことから、令和3年度予算において、ある程度の調査費を予算計上すれば、住民の春日古墳に対する期待は膨らむ、あるいは、町に積極性がないという住民の思いが払拭できるのではないかと、というご質問であると思っております。

事業費の面から見ますと、遺跡範囲の確認調査は国の補助事業の対象となっております、これも参事が申したとおりでございます。

現在、中宮寺跡周辺遺跡範囲の確認調査を国の補助事業として実施しており、複数の調査について補助を受けることができないことから、令和3年度に春日古墳の範囲確認のための調査を行うとなりますと、町単費での事業となります。これも委員がお述べのとおりだと思います。また、遺跡範囲確認後、埋葬施設などの直接的な調査は国庫補助対象外となり、町単費での事業となりますことから、春日古墳を範囲確認調査から行うとなりますと、相当な事業費となることが想定される場所でもございます。このことから、町といたしましては、可能な限り補助金を活用した調査の実施を考えており、何とか早期に春日古墳の範囲確認調査を着手できるよう、県と国に対しまして、現在、実施しております中宮寺跡周辺遺跡の範囲確認と同時にあわせて補助対象事業にしていだけないかというお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、これはその次の段階になると思いますが、町長にも県や国などをお願いしていただく必要があるとは思いますが、埋葬施設などの直接的な調査を国や県と共同調査で実施する、あるいは県の補助金を得るなど、町単費の事業とならないようにしていきたいと考えているところでございます。なお、その間、さまざまな情報発信を行いまして、春日古墳の調査については、進んでいることを周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

伴委員 今の話を短く、説明聞いたら結局、町単独でちょっとでも進めていくと、やっぱり最初の、そら5億、6億か知りまへんけど、相当なお金がかかってしまうと、最初から県、国と協力してやっていきたいと。ただ、そうしていくと今の事業との、中宮寺跡との絡みもある。だから、これは別枠で、特別にお願いにあがってできるだけ早く進めたいと、こういう話やったと思いまんねん。中西町長、これちょっとお聞きしたいですねけど、県のほうへ行っていただいて、お願いしていただくというような形で進めていただくということによろしいですか。

委員長 中西町長。

町長 先ほど、伴委員からも、住民の方の期待も大きいということをお聞かせいただいています。その件につきましては、やはりいいものが出れば、町の活性化にもつながっていくということもございますので、できるだけ県、国の協力を得られるような形で話を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

伴委員 町長の今後の進め方っていうのを聞きましたんで、あれですけど、イメージとして住民のほうで言いますと、藤ノ木のようにやっぱり一般紙、一面、カラーというようなイメージを持っておられる方も結構おられるようなんで、そのあたり進めていっていただきたいと思います、以上です。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。(1) (2)については先ほど報告が終わっていますので、(3) G I G Aスクール構想に伴う町立学校 I C T環境整備の進捗状況について、理事者の報告を求めます。

岡村教育委員会総務課参事。

おはようございます。それでは、3. 各課報告事項(3) G I G Aスクール構想に伴う町立学校 I C T環境整備の進捗状況について、説明させていただきます。

資料3をご覧ください。G I G Aスクール構想に伴う I C T環境整備の進捗状況についてではありますが、このことにつきましては、先の一般質問におきまして同様の質問がございましたことから、重なる説明が多いと思いますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

まず、児童生徒用タブレット型パソコンについてですが、納入業者は株式会社キシステム、機種、グーグルクロームブック(NEC社製)2,373台でございます。主なソフトといたしましては、グーグルフォーエディケーション、ドリルパーク、ロイロノートとなっております。導入につきましては、11月11日で全ての学校に納品されている状態でございます。今後、セッティング・情報通信ネットワーク環境整備で予定している各教室の充電保管庫の設置時期等の調整により、学校での稼働は2月以降で予定をしています。なお、年内に各教室の充電保管庫設置、年明けから端末のセッティングをする予定です。また、教員用につきましても、103台追加で導入を予定しているところであります。

次に、情報通信ネットワーク環境整備であります。委託期間、令和2年10月29日～令和3年3月16日までの間で実施していきます。現在実施しているところであります。契約業者は株式会社大崎コンピューターエンジニアリングであります。主な業務は、各教室の充電保管庫の設置及び、W i - F i環境整備に伴う通信ケーブル等の更新であります。

次に、パソコンの持ち帰りについてではありますが、将来的には持ち帰ることを見据えて検討しているところであります。しかしながら、家庭に持ち帰るとなると、教育以外での使用も可能になってきます。その使用制限をどうしていくのか、破損した場合の費用負担などの課題もございます。今後、これらの課題について先進事例等も参考にしながら、課題解決に向けて調査研究を進めていきたいと考えております。また、その課題の中で、インターネット環境が整っていない家庭への対応が大きな課題であると認識もしております。こうしたことから、本年度当初でも、G I G Aスクール構想推進や、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う I C T活用を検討するため、アンケート調査を実施しているところでありますが、1割強の家庭でインターネット環境が整っているか、いないかが把握できていない状況です。このことから、漏れ落ちなくすべての児童生徒の家庭で

の状況を確認することが必要でありますことから、学期末に実施する保護者個人懇談会の際に、インターネット環境が整っているかが把握できない家庭につきまして、再度詳細な調査を実施し、その調査結果を確認しながら、今後の対応方法を検討してまいりたいと考えております。

最後に、教員のICT活用能力向上につきましてですが、ただいま奈良県教育委員会では実施している研修に積極的に参加することを勧めています。具体的には奈良県教育委員会では実施されています「先生応援プログラム」と呼ばれる研修でございます。オンラインによる約1時間の研修というところでございます、また、質の高い教育を実施するリーダーとなる教員のICT指導力向上のため、意見交換や情報共有を図る「スチーム教育エバンジェリスト育成研修」というものもございまして、こちらのほうも参加しているところでございます。

また町の取組みといたしましては、PTA協議会との懇談会で、県の教育委員会から講師を招きましてGIGAスクール構想講演会の実施、町教育委員会、各学校の管理職及びICT担当教員による「ICT教育推進会議」等を開きまして情報交換を実施してきたところでございます。

今後も引き続き、県で実施される研修会への積極的な参加、必要に応じまして、町独自の研修の実施等、ICT活用能力の向上を図ってまいりたいと考えております。以上、GIGAスクール構想に伴う町立学校ICT環境整備の進捗状況についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 1つ目の◆のところ、ソフトのところ、ベネッセのソフトを使います。「ロイロノート（2年間無料）」と書いてますけど、これはソフトが2年間無料ということでしょうか。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 ロイロノートでございますが、教室の教材使うときに纏めでありますとか、そういうものに使用するもので、現在、委員会でも申しましたが共同調達の際に

県のほうで実施を進めているということで、使われているソフトでございます。こちらのほう2年間を無料でつける契約となっておりますので、そういった理解で良いと思います。よろしくお願いいたします。

齋藤委員 ロイロノートってよく分かってなかった、申し訳ないですけども、このソフト、ベネッセとかいうところのソフト使いますけども、費用と言うのはどのくらいかかるものでしょうか、また負担は斑鳩町なんのでしょうか、それとも国庫補助が出るのでしょうか。

教委総務
課参事 こちらのソフトにつきましては、細かいところの費用は把握してないんですが、今回県の方で実施された共同調達の中で、5年間を一括りで考えてソフトを導入されています。ドリルパーク、グーグルフォーエデュケーション等のソフトにつきましては5年間無料ということで町に負担があるものではございません。

齋藤委員 ということは、5年過ぎたらまた検討して、無料なのか有料になるかはわからないということでよろしいでしょうか。

教委総務
課参事 委員おっしゃる通りで、5年を超えたら、また使用状況等を確認しながら更新等考えていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。 溝部委員。

溝部委員 このパソコンの中に教科書自体が入るっていうような計画とかっていうのはあるのでしょうか。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事 委員のおっしゃられてるのはデジタル教科書といったところでございます。こちらのほうには、今現在国のほうから示されておりますのは、今後活用に向けてデジタル教科書の利用というのを進めていく、将来的にはパソコンに入るのであろうといったことでは考えてるんですが、時期的には来年になるのか、ちょっと

もうちょっと先になるのかっていうのは現在未定なところですが。将来的には入れていくというところがございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 小学校の低学年の児童に、このGIGAスクールと言いますか、なんとかブックというのを使ったイメージがね、非常にゲームとかに精通して、1年、2年の児童でもえらい使いこなせる子もいてるかもわかりませんが、あまりそれに慣れ親しんでない者からしたら、これ難しいように思いまんねけど、そのあたりどういうように教育委員会考えてはりまんのか。また、持ち帰りというような話もあるし、目方もあるもんやろし、ちょっとそのあたりどう思っはんのか、どういうような、低学年の児童とこのGIGAスクールのその辺の扱いというのをお聞きしたいんですけど、概略で結構です。

委員長 岡村教委総務課参事。

教委総務課参事 こちらにつきましては、現在、持ち帰りの重さ等について、実際に持ち帰るところ、数少ないですが進んできてるところです。ただ、まだ現在、先ほど申しましたように、持ち帰ることについては課題が多いということで町も認識しているところがございます。ただ、今現在の動きとしましては、持ち帰りも含めて、まず委員さんがおっしゃったように、当然、パソコンの使い方が分からないということに慣れ親しんでいくといったことで、これからの時代によってパソコンを使っていけるようにという考えもございます。そういったことを考えながら、今後こちらのほうについても調査研究が必要であるということでも現在考えております。また、活用方法につきましては、学校において一番使っていけるというのはオンライン学習、研修、他の自治体の学校との交流であるとか、そういったことでリモートで他の学校と交流するといったことであれば、低学年でも画面を見ながらやったりとかいうこともございます。また小テスト、こちらのほうも、パソコンでなんで簡単なテストになると思いますが、そういったことをやっていくということで今は考えているところでありまして、例として示されているところです。慣れていくのは実際の話、まだ今使っていない状態なので、今後使って

いく中でどういった活用をしていくのかっていうのは、事例等見ながら進めていきたいと考えているところでございます、以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これ、以前から総務常任委員会のほうで一定の考え方を示してくださいということで、今回まとめてこういう形で報告いただきました。私ですね、今日報告いただく中では、ネットの制限、セキュリティについての方針とかも具体的に示していただけるのかなと思っていたんですけども、まだそれはこれから、ということですね。一点、GIGAスクール構想ということで国が進めているプロジェクトですね、導入については早くにやりましたけど、環境の整備ですとか、ネット制限の基本的な考え方とかいうのは国のほうから示されていないんですか。

岡村教委総務課参事。

教委総務
課参事

今のご質問でございますが、当然、ネット環境使いますので、ネットで調べものとか、そういったところは制限をかけていかなあかんというところでは、

今現在入ってますパソコンについても一定のインターネットによる制限、有害なサイト等についてはフィルタリング等でできないといったことにしていく機能は入ってる場所です。ただ、こちらについては具体的に、どこまで制限をかけていくのかっていうのが、使うソフトとか、全国的にいろんなソフトで、かけてしまうとそちらのほうに影響があると、使うたびに1回1回設定をかえなければいけない、そしたらそれが進まない、ということもございますので、今のところ細かくここまでというのは入っていないので、一般的な規制については、現在パソコンなんですけど、具体的に検索して、そしたらこれが引っかかるのか、というのまではまだ現在示されていない場所です。今後、いま奈良県でも各市町村で使われだしてきますので、こちらのほうでこれを制限かけなければいけないとか、そういった事例等も出てくると思いますので、こちらのほうは近隣の市町村、県域の状況見ながら設定等していきたいと考えております。

委員長

当初ですね、購入については10月頃終わって、早ければもう使っていくよという話もされていたので、その辺の整備も進んでいってるのかなと思いましたが、なかなかそういう状況じゃないと。導入については2月と書いてくれてますけど、それまでにきちっと当然整備はされていくでしょうけど、やっぱり不安なんですよね。国のほうで一定の方針はあるんですけど、何か自治体任せになってしまってるんじゃないかなっていう点が強く感じられます。今、各家庭にアンケートもしていただいてネット環境の整備も進めていっていただけてますけど、やっぱりどの子も平等に使えるようにしていくっていうのは当然必要ですし、なおかつやっぱり費用負担が発生するようなことがあってはいけないと思いますので、その点については町としてまた状況なんかも報告いただきながら、どういうふうに対応していかれるのかについても教えていただきたいと思います。

持ち帰りの問題もですね、これも難しいですけども、PTAのほうと懇談会をしていただいて、これは講師を招いて講演会ということでしたけども、PTAのほうからとか、またアンケートとっていただいて、保護者のほうからとか、何か意見は出てないんでしょうかね。

教委総務
課参事

今の質問でございますが、特段、こういった感じの説明はさせていただいてますので、その中から大きな意見といったことは寄せられていないと思います。

委員長

そもそもこの取り組み自体が全国的にも初めての取り組みになると思いますので、保護者も戸惑っておられる方多いと思うんです。そんな中でやっぱり、やっていく中でも当然意見は出てくるでしょうけども、不安とか疑問とかって持っておられると思いますので、その点についてはよく集めていただいて、丁寧に対応していただきたいと思います。これについては、また2月の導入ということなので、今まだ整備されていない部分については改めてこの担当常任委員会のほうにご報告いただきたいと思いますのでお願いをしておきます。

他によろしいですか。

(な し)

委員長

そしたら11時35分まで休憩いたします。

(午前 11 時 23 分 休憩)

(午前 11 時 35 分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、(4) スマートフォンアプリを利用した町税収納サービスの導入について、理事者の報告を求めます。 福田税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項の4番目、スマートフォンアプリを利用した町税収納サービスの導入について、ご説明させていただきます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。はじめに、1. 目的につきましては、納税者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、スマートフォンの専用アプリで町税の収納処理を行う「スマホ収納」を導入するものであります。次に、2. 利用方法につきましては、納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンアプリのコードリーダーで読み取ることで、アプリに登録した預貯金口座や事前にチャージした電子マネーで納付するものでございます。次に、3. 効果についてであります。納税者が場所を選ばずどこでも支払いを行うことができるため、利便性の向上や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることができるものであります。

次に、4. 利用できるスマホ収納サービスにつきましては、①Pay B、②Pay Pay 請求書払い、③LINE Pay 請求書支払いの3つのサービスとなります。次に、5. 利用開始日及び利用できる税目等につきましては、令和3年4月1日から、①個人住民税の普通徴収、②固定資産税、③軽自動車税の種別割、④国民健康保険税の4つの税目を予定しています。なお、支払限度額は30万円となります。次に、6. 費用負担についてですが、この運用は既存のコンビニ収納の仕組みを利用いたしますので、導入にかかる初期費用と月額基本料は不要となります。また、利用実績に応じて町が支払う収納事務手数料は、コンビニ収納と同額の1件あたり税込67.1円であります。また、住民への周知につきましては、広報及びホームページに掲載するとともに、納税者に送付する納付書等への記載を予定しております。なお、4月からの利用開始に向け、前もって導入に向けた手続きを進めさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

以上、スマートフォンアプリを利用した町税収納サービスの導入についてのご

説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5)「和のあかり」プロジェクトについて、理事者の報告を求めます。
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは、各課報告事項の(5)「和のあかり」プロジェクトにつきまして、
ご報告を申し上げます。

8月の本委員会でご報告をしておりました、来年(令和3年)3月21日(日曜日)に開催をする予定としております、聖徳太子1400年御遠忌「和のあかり」プロジェクトの実施内容等につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、お配りをしております資料5をお願いいたします。全体テーマは、聖徳太子ゆかりの地で思う「和のあかりと未来へのひかり」とし、開催趣旨としまして、聖徳太子1400年御遠忌に向けて、町内外に「聖徳太子のまち 斑鳩町」をアピールし、「聖徳太子」と「和」を感じるまちづくりをすすめてまいります。実施内容としましては、法隆寺参道などに「和のあかり」を灯し、聖徳太子がとなえた「和を以て貴しと為す」の心を思い、聖徳太子を町全体で偲びますことに加えまして、法隆寺iセンターでは、コロナ禍のなかで、現在、調整中ではございますけれども、友好都市や交流都市など「聖徳太子」関連の展示、またPR等を行ってまいりたいと考えております。実施日時は、令和3年、法隆寺のお逮夜法要と同日の3月21日(日曜日)、午前10時から午後8時、あかりの点灯は、午後5時としております。実施場所は、昨年度に引き続きまして、法隆寺様のご協力をいただいております法隆寺南大門前を使用させていただけることとなりまして、また、法隆寺参道、法隆寺iセンターも会場として開催してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策といたしまして、安心・安全・また快適に開催できますよう、マスク着用の啓発等、対応をしております。さらに、会場での3密を防止いたしますため、『②おうちで「和のあかり」』と題しまして、現地に足を運んでいただかなくても、ご自宅などで体験していた

だけのようにウェブ配信も考えているところでございます。イベント等を開催する際には、現地への誘客を主目的と、これまでしてまいりましたが、ウェブ配信を行うことにより、斑鳩町のイベント等に参加できない方や、また遠方の方への周知もできることから、これまでのプロモーション戦略とは違った、より広いPR、また、より多くの方に斑鳩町を体験いただくことで、新たなデジタルプロモーションによる、新たな斑鳩ファンの獲得が期待できるのではないかと、このように考えているところでございます。

次に裏面、2ページをお願いいたします。会場全体の配置図でございます。昨年度とほぼ同様の配置計画としておりまして、大阪芸術大学や住民団体等の協力のもと、「和のあかり」を感じていただけるよう努めてまいります。

つづきまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。こちらのほうは、斑鳩町にお越しいただいた方、また法隆寺駅を利用する多くの方に、「聖徳太子1400年御遠忌」を身近に感じていただけるよう、斑鳩町観光協会によりまして、JR法隆寺駅南北自由通路において、法隆寺西院伽藍の金堂の連子窓にみたくてまして、金堂の風景の一部のように装飾をされるものでございます。こちらは、先の建設水道常任委員会でもご報告をされておりますけれども、斑鳩町観光協会から占用申請がなされ、担当課において許可が出されているところでございます。また、本日、資料にはございませんが、8月の本委員会でご報告させていただきました、来年、令和3年4月10日（土）に開催を予定しております、法隆寺中門前の金剛流宗家による能楽公演についてでございます。現在、その開催に向けました実施計画等の調整をしているところですが、今後のスケジュールにつきまして、簡単にご報告をさせていただきます。年内に実施計画の素案を策定しまして、2月1日号の町広報紙および町ホームページまた、県民だよりなどで広く周知しますとともに、2月の下旬から3月の下旬にかけてチケット販売にかかります申し込み受付をいたします。また、3月の中旬には、抽選を行いチケット当選者に通知をしてまいる予定で進めてまいりたいと考えているところでございます。また、実施にあたりまして、その費用の一部を調達するため、ガバメントクラウドファンディングの活用を予定をしております。また、より多くの方に「聖徳太子1400年御遠忌」の趣旨を理解をいただき、賛同していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。2023年には、法隆寺の世界文化遺産登録30周年、そして2025年には、大阪・関西万博が控えているなか、20

21年から2年毎に大きな節目を迎え、町といたしましても聖徳太子1400年御遠忌をとおして、魅力ある「観光まちづくり」と「歴史まちづくり」を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、(5)「和のあかり」プロジェクトについてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 和のあかりプロジェクトですけども、3月21日、一日だけですか。友好都市なども来られてイベントされるようですけども、一日で終わりということなんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらのほう、法隆寺さんのお逮夜法要の日と合わせさせていただいてる中で3月21日(日)ということで一日での開催で予定をさせていただいております。

齋藤委員 マスクの着用とかコロナ対策されておりますけども、来られた方全員、体温チェックしたりされるということなんでしょうか。

まちづくり政策課長 マスクの着用につきましては、基本的には来場される方をお願いしてまいりたいなと思います。ただ、屋外でのイベントになりますので、今おっしゃっていただいている体温測定等に関しましては、事前の周知の中で発熱等の症状がある場合はご参加をお控えいただくということ、周知をすることによって対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。 溝部委員。

溝部委員 聞き逃したかもしれないんですけど、クラウドファンディングを利用されると

いうことで、その具体的な内容、もう一度教えていただけたらと思います。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 今現在予定の段階で恐縮ではございますけれども、ガバメントクラウドファンディングということで、当町で利用しております株式会社トラストバンクのふるさとチョイス、こちらのシステムの運用会社でございますけれども、このシステムを使ってガバメントクラウドファンディングということで、今回の1400年御遠忌、こちらに向けました事業に賛同いただける方ということで、こちらのシステムを使って周知広報していきまして資金のほうを調達をしてまいりたい、今回の御遠忌の中門前の能楽にかかります費用の一部についてでも賛同いただくことで資金調達してまいりたい、このようなところでございます。

溝部委員 資金調達する目標の額というのは、いくらぐらい。

まちづくり政策課長 今現時点では200万円程度目標にして進めてまいりたいなと考えているところでございます。

溝部委員 いつから始めはるんでしたっけ。

まちづくり政策課長 こちらのほう、システム上、取り決め上ですね、最大90日間の募集期間が設定可能ということになっております。今回4月10日が開催日となっておりますので1月から3月の間で最大90日間とれるような形で進めてまいりたい、今現在その形で調整をしているところでございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 法隆寺駅の南北自由通路のこのイメージの写真なんですけど、これはずっとこのまましてくれはりまんの、それとも期間限定ですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 先ほども報告の中で申しあげました、今後、世界文化遺産登録30周年、また大阪・関西万博なども控えております、今現時点では令和8年度末までこういった形でおもてなしをしていきたいと聞いているところでございます。

委員長 他にございませんか。 溝部委員。

溝部委員 和のあかりプロジェクトをされる前に、参道でされると思うんですけど、時々観光の方とか斑鳩町の方とかが、あそこが草がすごく生えてて景観がもったいないなということをはるんですけど、これの前にそういった整備というか、あの辺を清掃するというか、そういった計画はあるんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 確かに、町内外のほうから多数お越しになられるというところでございます。実際には当日等々、夜の灯りの点火に向けまして準備等もしていくこととなりますので、そのあたりで来ていただいた方に気持ちよくご覧いただけるような形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)デザインマンホール蓋の設置について、理事者の報告を求めます。
本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長 それでは続きまして、(6)デザインマンホール蓋の設置につきまして、ご報告を申しあげます。本日お配りをしております資料6をお願いいたします。

このデザインマンホール蓋につきましては、国内外で人気のキャラクターを描きましたマンホール蓋でございまして、提供事業者から、無償で製造及び提供いただけるものでございます。資料にございますように、この「デザインマンホール蓋」を、当町の玄関口でございますJR法隆寺駅から世界文化遺産の法隆寺ま

での間に、5か所設置をするものでございます。マンホールに描きますキャラクターの選定や背景のデザインにつきましては、提供事業者に一任となっておりますが、「斑鳩町の地域性」を十分に配慮し、5枚それぞれに“世界に一つだけの蓋となる”とこのようなことを確認しているところでございます。相手方との契約上、プレスリリースの日までは、キャラクターの名称等、具体的に申しあげられません。デザインマンホールの設置にあたりましては、観光客が歩いて楽しんでいただける観光動線となることや、これまでの観光客とは異なるターゲットの取り込みにつながることで、さらには、当町への誘客等による地域経済の活性化に資する取組みになるのではないかと考えているところでございます。

また、デザインマンホールは、人気アプリと連動した場所として登録されることとなっております。2021年に「聖徳太子1400年御遠忌」を迎えるにあたりまして、「世界遺産のあるまち・斑鳩町」、そして「聖徳太子ゆかりの地・斑鳩町」を内外にアピールするための新たなきっかけにもなるのではないかと考えているところでございます。

なお、全国12都道府県、142か所に既に設置をされておりますが、奈良県下では初の設置となりますので、メディア等で広く周知をいただけるよう、令和3年、来年の1月20日（水）午後1時30分から、法隆寺iセンター2階の多目的室でお披露目式を行う予定としておるところでございます。

以上、（6）デザインマンホール蓋の設置についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 もう少し詳しく教えてもらいたいですけども、1月20日1時30分からスリリリースされるということですが、実際に設置されるのはそのあとで、それはいつぐらいまで、例えば何年だとか期間はあるのか教えてもらいたいです。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり ただ今申しあげました1月20日（水）1時30分からということで、ちょう

政策課長 どもiセンターのところにも設置箇所が1か所ございます。こちらのほうに設置するということで、設置するところを報道機関等々に発表するような形でお披露目式についてはやっていきたいと思っております。また、設置の期間につきましては設定期間を定めておりませんので、基本的には継続的に設置をしておるというものでございますので、よろしく願いをいたします。

齋藤委員 ということは、デザインは途中で替えるということではなくて、ずっと劣化するまで町はイメージとして設置するということによろしいでしょうか。

まちづくり政策課長 今おっしゃっていただいた、ご質問いただいたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 デザインについては相手にお任せということなんですけれども、町当局、担当のほうでは、こんなデザインはダメだというふうなことは言える契約になってるんですか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらのほうにつきましては、協議はできる状態にはなっておりまして、斑鳩町に相応しいマンホール蓋ということで、現在お願いしておるところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり
政策課長

それでは、各課報告事項（7）斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果につきましてご報告をいたします。資料7をお願いをいたします。

協働のまちづくり活動提案制度につきましては、行政と、その目的、また目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、また自立した継続的な活動につなげることを、その目的としたものでございます。

今回、来年度（令和3年度）の活動提案事業について募集をいたしましたところ、2団体から応募がございまして、11月6日の選考委員会において、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審査をいただいたところでございます。その結果を受けまして、令和3年度の提案事業として、資料にお示しをしております2事業を採択させていただいたところでございます。

なお、各団体には11月24日付で審査結果について通知をさせていただいておりますが、当該補助金につきましては、令和3年度一般会計予算に予算計上させていただきまして、予算案の議決をいただきました後に、補助事業として認定することとまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、令和3年度の実施にかかります協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長

他に、理事者側から報告していただくことはございませんか。

仲村総務課長。

総務課長

総務課から1点ご報告を申し上げます。

消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日から30日まで3日間実施をいたします。また、令和3年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。

なお、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、

ご来賓としてご出席いただく方々の数を縮小し、開催させていただくこととしておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、消防関係の年末年始の行事予定につきましてのご報告とさせていただきます。総務課からは以上でございます。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 まちづくり政策課のほうから1点、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の現在の状況につきましてご報告をさせていただきます。

8月の本委員会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響から、本年12月のオープンに向けた工事に着手できず、再度、オープン時期等を含めた工程の見直しをさせていただきますこととなったこと、また、当該事業の進捗等がございましたら、随時、ご報告させていただく旨、ご報告をさせていただいておったところでございます。このような中、11月26日付けの奈良新聞におきまして、株式会社呉竹荘への取材の結果、法隆寺パークホテルの年内開業を断念し、令和5年春の開業を目指したい旨の記事が掲載をされたところでございます。呉竹荘からは、事業スケジュールにつきまして、当町に正式に報告する前に、先行して新聞に掲載されたことについて謝罪がございましたが、今後は、このようなことが起こらないよう、町からも強く申し入れを行ったところでございます。

本委員会にて、当該事業の進捗状況等を報告させていただく前に、当該記事が掲載されましたことにつきまして、深くお詫びを申しあげます。申し訳ございませんでした。

今日まで、株式会社呉竹荘と協議を繰り返してまいりましたが、直近の11月30日の協議では、株式会社呉竹荘から、今後の新型コロナウイルス感染症の観光産業への影響、また観光分野への景況感を注視する中で、開業時期の前後はあり得るということを前提としたうえで、現時点での目標開業時期を令和5年の春としたい旨、申し出があったところでございます。

町といたしましても、当該事業が円滑に、そして着実な進捗が図れますよう、引き続き呉竹荘と協議を重ねていくことに加えまして、委員の皆さま方への随時相談・報告をさせていただきたい、このように思っておりますので、何卒、ご理解賜りますようよろしく願いを申しあげます。

以上、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の現在の状況につきましてのまちづくり政策課からの報告といたします。以上でございます。

委員長 他に、報告いただくことはございませんか。

(な し)

委員長 以上2点について、報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 住宅リフォーム支援事業の件で教えてもらいたい、聞きたいんですけども、途中で11月半ばで資金がなくて、中止になりましたけども、住民からですね、苦情とかですね、何で3月末にしておったのに勝手に切るんだとか、おかしいじゃないかというのはなかったでしょうか。

委員長 本庄まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 こちらのほう、予算も増額をさせていただきながら、また議会のほうにもご理解賜りながら、住民の皆さんにもきっちりと周知をして、というところまで進めてきておったところでございます。つきましては11月1日時点で予算の額、あるいは申請状況、それ以降の申請状況も含めまして、申請状況と予算残額、申請総額が予算額に達しましたら受付を終了いたしますということも広報してきたところでございます。今現時点で大きなトラブルと言いますか、苦情等はないという状況でご理解いただければと思います。

委員長

他に、ございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しています申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午前12時00分 閉会)